

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における Q & A

この特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における Q & A は、
・「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告
に関する規則」(平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号)
・「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成
27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号)
に関して、お問合せの多い事項について Q & A 形式でお示ししたものです。

1 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号) に係る事項

①：特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講すべき措置

Q 1－1 「(1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止」にある「責任ある立場
の者」とは、どういう役職を想定していますか。

Q 1－2 「(1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止」にある「被害の拡大
防止する」とは、具体的には、どのような対応をとらなければなりません
か。

Q 1－3 「(3) 影響範囲の特定」にある「把握した事実関係による影響の範囲を特
定する」とは、どういうことですか。

Q 1－4 「(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等」にある「本人が容易に
知り得る状態に置く」とは、どういうことですか。

Q 1－5 「(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等」及び「(6) 事実関係、
再発防止策等の公表」について、「事案の内容等に応じて」とされていま
すが、どのような場合に本人への連絡等や公表をしなくてもよいのですか。

②：本告示に基づく報告（番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把 握した場合の報告）

Q 2－1 個人情報取扱事業者が特定個人情報に関する漏えい事案等を報告する際に、
様式はありますか。

Q 2－2 「個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案」とは、ど

ういう事案を指すのですか。

Q 2－3 個人情報保護委員会への報告を要しない場合で、「①影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）」とありますが、「本人への連絡が困難な場合」とは、どういう場合を指しますか。

③：番号法第29条の4に規定する重大事態等に関する報告

Q 3－1 「(1) 規則に基づく報告」と「(2) 本告示に基づく報告」がありますが、事案が発覚した時点で、告示に基づいて直ちに個人情報保護委員会に報告すれば、規則に基づく報告はしなくてもよいですか。

Q 3－2 「重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案」とありますが、「そのおそれ」に該当するかどうかの判断はどのように考えればよいですか。

Q 3－3 「(2) 本告示に基づく報告」について、委託先で重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が生じたときの第一報は、委託先から個人情報保護委員会に報告させることは認められますか。

2 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）に係る事項

Q 4－1 規則第2条に基づく重大事態が生じた場合、重大事態の報告を個人情報保護委員会に報告すれば、事業所管大臣等への報告はしなくてもよいですか。

Q 4－2 個人番号関係事務を処理する民間事業者において、特定個人情報を処理しているパソコンがウイルス感染したことが発覚した場合、規則第2条第1号にある重大事態に当てはまるのですか。

Q 4－3 規則第2条第3号にある「電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態」とは、具体的にどのような状態を指しますか。

Q 4－4 規則第2条第4号は、従業員が自宅で業務の続きをするために、社内規程に違反して、特定個人情報を含む資料を自宅に持ち帰った場合も当てはま

るのですか。

Q 4－5 規則第2条第4号は、外部の第三者が個人番号が含まれるデータを持ち出した場合についても、当てはまるのですか。

Q 4－6 規則第3条第3号に関して、事業者（甲）の事務の再委託先（丙）で重大事態に該当する事案が生じたときは、再委託先（丙）から直接個人情報保護委員会に報告させることは認められますか。また、委託先（乙）と再委託先（丙）が共同で個人情報保護委員会に報告することは認められますか。

Q 4－7 事業者（甲）が、個人番号関係事務を事業者（乙）に委託し、その事務の一部を事業者（丙）に再委託し、更にその事務の一部を事業者（丁）に再々委託している場合、再々委託先（丁）において重大事態が生じた際は、規則第3条第3号に基づき、再々委託先（丁）は、その事務を委託した者（丙）と再々委託の許諾をした者（甲）に報告することとなっていますが、再々委託の許諾をした者（甲）に対する報告については、委託の契約関係にある当該事務を委託した者（丙）から報告することでも差し支えありませんか。

1 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）に係る事項

①：特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講すべき措置

Q 1－1 「(1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止」にある「責任ある立場の者」とは、どういう役職を想定していますか。

A 1－1 「責任ある立場の者」の役職は限定されていませんが、あらかじめ、取扱規程等により、番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の適切かつ迅速な報告連絡体制を整備しておくことが必要です。

Q 1－2 「(1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止」にある「被害の拡大を防止する」とは、具体的には、どのような対応をとらなければなりませんか。

A 1－2 例えば、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等のLANケーブルを抜いてネットワークからの切り離しを行うなどの措置を直ちに行うこと等が考えられます。

Q 1－3 「(3) 影響範囲の特定」にある「把握した事実関係による影響の範囲を特定する」とは、どういうことですか。

A 1－3 事案の内容によりますが、例えば、漏えい事案の場合は、漏えいした特定個人情報の本人の数、漏えいした情報の内容、漏えいした手段、漏えいした原因等を踏まえ、影響の範囲を特定することが考えられます。

Q 1－4 「(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等」にある「本人が容易に知り得る状態に置く」とは、どういうことですか。

A 1－4 本人がアクセス（ログイン）できるホームページへの掲載や専用窓口の設置による対応などが考えられます。

Q 1－5 「(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等」及び「(6) 事実関係、再発防止策等の公表」について、「事案の内容等に応じて」とされていますが、どのような場合に本人への連絡等や公表をしなくてもよいのですか。

A 1－5 例えば、紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合や高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合等には、本人への連絡等や公表を省略することも考えられますので、各事業者において事案の内容等を踏まえて判断してください。

なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相談することも考えられます。

②：本告示に基づく報告（番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合の報告）

Q 2－1 個人情報取扱事業者が特定個人情報に関する漏えい事案等を報告する際に、様式はありますか。

A 2－1 報告の様式は、個人情報保護委員会のホームページに掲載しています。なお、報告先が、事業所管大臣等となっている場合、当該報告先が定めている様式で報告していただくことで構いません。（平成 29 年 5 月更新）

Q 2－2 「個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案」とは、どういう事案を指すのですか。

A 2－2 ここでいう「個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案」とは、個人情報保護法では制限されておらず、番号法のみに規定された事項に違反する又はそのおそれのある事案を指します。

具体的には、番号法によって定められた社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務以外で個人番号を利用した場合（第 9 条）、番号法で限定的に明記された場合以外で特定個人情報を提供した場合（第 19 条）などが該当します。

Q 2－3 個人情報保護委員会への報告を要しない場合で、「①影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）」とありますが、「本人への連絡が困難な場合」とは、どういう場合を指しますか。

A 2－3 基本的には、影響を受ける可能性のある本人全てに連絡することが前提ですが、例えば、電話や手紙等により複数回にわたって本人への連絡を試みたにもかかわらず、結果的に本人に連絡をとることができなかった場合等が当てはまります。

③：番号法第 29 条の 4 に規定する重大事態等に関する報告

Q 3－1 「(1) 規則に基づく報告」と「(2) 本告示に基づく報告」がありますが、事案が発覚した時点で、告示に基づいて直ちに個人情報保護委員会に報告すれば、規則に基づく報告はしなくてもよいですか。

A 3－1 規則第 2 条各号に規定する重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点の報告については、原則として、事案の報告における個人情報保護委員会への第一報として告示に基づいて直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告するものです。その後、確報として、規則に基づき、事態の概要及び原因、再発防止策等について個人情報保護委員会に報告する必要があります。なお、事案が発覚した時点で、第一報として規則に規定する報告事項（事態の概要及び原因、再発防止策等）の全てについて報告した場合は、再度、報告する必要はありません。

Q 3－2 「重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案」とありますが、「そのおそれ」に該当するかどうかの判断はどのように考えればよいですか。

A 3－2 例えば、事案が発覚した時点では事実関係等を調査しないと重大事態に該当するかどうか明確ではないが、重大事態に該当する可能性があると合理的に予想される場合は、重大事態に該当する「おそれ」があると言えます。

Q 3－3 「(2) 本告示に基づく報告」について、委託先で重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が生じたときの第一報は、委託先から個人情報保護委員会に報告させることは認められますか。

A 3－3 複数の委託者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者において、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合、例えば、多数の事業者から事務の委託を受けている者において、重大事態に該当する事案が発覚した場合は、事案の報告の第一報として、当該委託を受けた者から直接個人情報保護委員会に報告することができます。なお、規則に基づく委員会への報告については、規則に規定する報告事項が記載されていれば、委託をした者と委託を受けた者が共同で個人情報保護委員会に報告することでも差し支えありません。

2 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）に係る事項

Q 4－1 規則第 2 条に基づく重大事態が生じた場合、重大事態の報告を個人情報保護委員会に報告すれば、事業所管大臣等への報告はしなくてもよいですか。

A 4－1 規則第 2 条各号に基づく重大事態が生じた場合には、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、その事案が金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン等により事業所管大臣等に報告する事案に該当する場合には、別途報告する必要があります。

その後、事実関係や再発防止策等について、規則に基づき、個人情報保護委員会に報告する必要があります。なお、規則に基づく報告に当たっては、個人情報保護委員会ホームページに記載の様式に従って報告してください。（平成 29 年 5 月更新）

Q 4－2 個人番号関係事務を処理する民間事業者において、特定個人情報を処理しているパソコンがウイルス感染したことが発覚した場合、規則第 2 条第 1 号にある重大事態に当てはまるのですか。

A 4－2 規則第 2 条第 1 号においては、民間事業者が個人番号関係事務を処理するために使用している情報システムからの情報漏えい等は該当しませんが、特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えいなど、他の重大事態の類型に該当しないかを確認する必要があります。

Q 4－3 規則第 2 条第 3 号にある「電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態」とは、具体的にどのような状態を指しますか。

A 4－3 「不特定多数の者」は、例えば、事業者（委託先で特定個人情報を取り扱う従業者を含む。）以外の者が前提ですので、誤ってインターネット上に特定個人情報を掲載した場合や情報システムに保存した特定個人情報が事業者の外部から容易にアクセス可能な状態になっていた場合を想定しています。なお、アクセスログなどにより閲覧がなかったことを確実に確認できた場合には、規則第 2 条第 3 号に規定する事態には該当しないと解されます。

Q 4－4 規則第 2 条第 4 号は、従業員が自宅で業務の続きをするために、社内規程に違反して、特定個人情報を含む資料を自宅に持ち帰った場合も当てはまるのですか。

A 4－4 例えば、以下の事例のように、必ずしも「不正の目的をもって」とは言えない目的又は不注意で持ち出しちゃった場合などは、基本的には、当てはまらないと考えられます。なお、以下の事例の場合でも、他の重大事態に該当しないかを確認する必要があります。

- ・個人番号関係事務に従事する従業員が、勤務時間外に入力作業を行うため、社内規程に反して、個人番号が含まれるデータを自宅のパソコンに送った場合
- ・従業員が外出先で取引相手から個人番号が記載された書類を受け入れたが、帰社途中に、当該書類を収納した鞄を紛失した場合
- ・従業員が自宅に持ち帰った業務用のファイルに、意図せずに、特定個人情報が記載された書類が混入していた場合

Q 4－5 規則第2条第4号は、外部の第三者が個人番号が含まれるデータを持ち出した場合についても、当てはまるのですか。

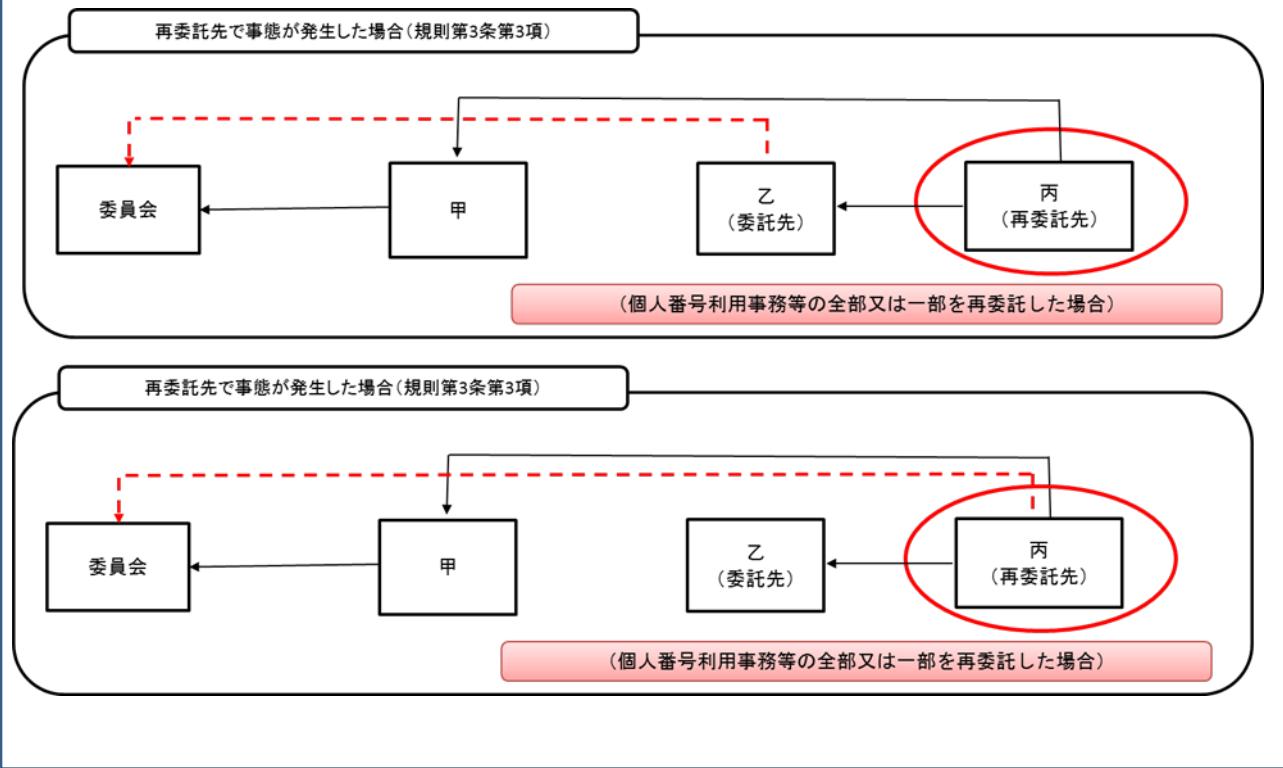
A 4－5 規則第2条第4号の事態は、特定個人情報を利用したり提供したりできることが前提となりますので、組織内の従業員や委託先の従業員等の行為を想定しています。

Q 4－6 規則第3条第3号に関して、事業者（甲）の事務の再委託先（丙）で重大事態に該当する事案が生じたときは、再委託先（丙）から直接個人情報保護委員会に報告させることは認められますか。また、委託先（乙）と再委託先（丙）が共同で個人情報保護委員会に報告することは認められますか。

A 4－6 事態の概要及び原因、再発防止策等を記載して報告するものですので、事案によっては、事業者（甲）は委託を受けた者（乙）、再委託を受けた者（丙）に対する必要かつ適切な監督義務があることを踏まえ、事業者（甲）において必要な事項を盛り込んだ報告が必要と考えられるため、規則に基づく報告においては、委託を受けた者（乙）、再委託を受けた者（丙）のみが直接個人情報保護委員会に報告することは想定していませんが、規則に規定する報告事項が記載されていれば、事業者（甲）と委託を受けた者（乙）、再委託を受けた者（丙）が共同で報告すること、事業者（甲）の報告に加えて、委託を受けた者（乙）、再委託を受けた者（丙）が事案における詳細を直接個人情報保護委員会に報告することを妨げるものではありません。

(参考フロー図 Q 4 – 6 関係)

- 委託を受けた者（乙）、再委託を受けた者（丙）が規則に基づく事業者（甲）の報告に加えて、事案における詳細を直接個人情報保護委員会に報告する場合
 (→ 規則で義務付けられている報告 - - - → 規則に義務付けられていない報告)



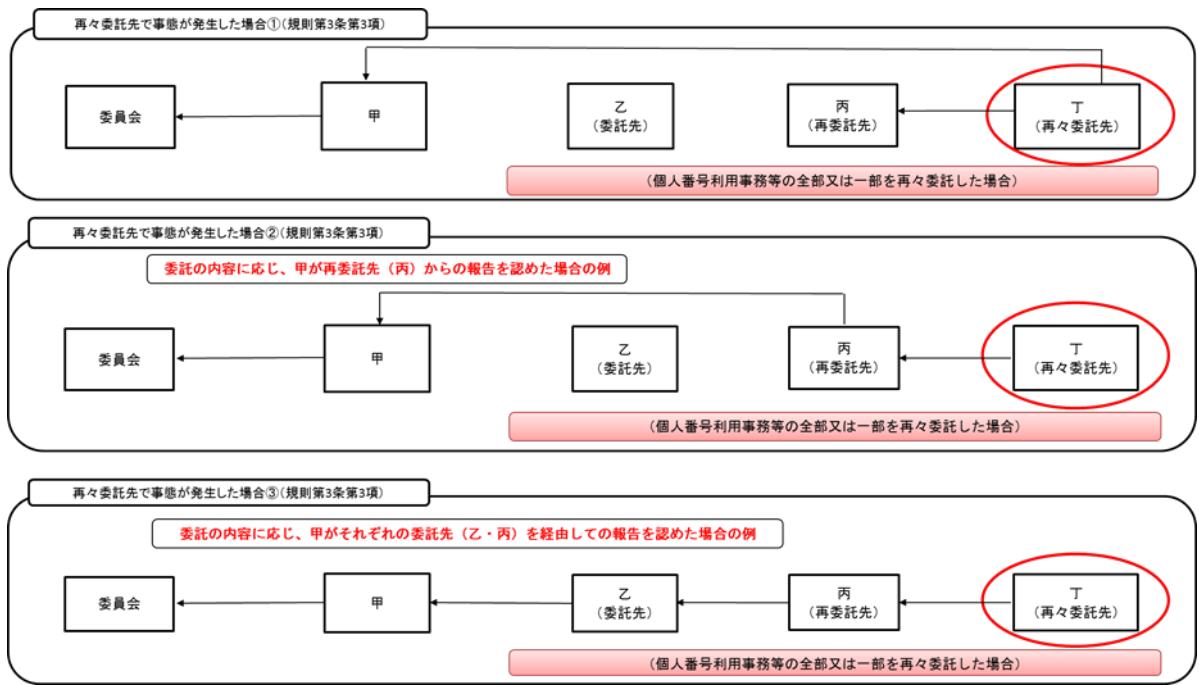
Q 4 – 7 事業者（甲）が、個人番号関係事務を事業者（乙）に委託し、その事務の一部を事業者（丙）に再委託し、更にその事務の一部を事業者（丁）に再々委託している場合、再々委託先（丁）において重大事態が生じた際は、規則第3条第3号に基づき、再々委託先（丁）は、その事務を委託した者（丙）と再々委託の許諾をした者（甲）に報告することとなっていますが、再々委託の許諾をした者（甲）に対する報告については、委託の契約関係にある当該事務を委託した者（丙）から報告することでも差し支えありませんか。

A 4 – 7 委託の内容に応じて、再々委託の許諾をした者（甲）が認めた場合には、再々委託先（丁）から許諾をした者（甲）に報告されるのであれば、当該事務を委託した者（丙）を経由して報告すること、再々委託先（丁）から当該事務を委託した者（丙）及び事業者（乙）を経由して許諾をした者（甲）に報告させることは可能です。いずれの場合においても、委託契約等によって漏えい事案等が発生した場合の報告体制を規定し、関係者間で確認しておくことが重要であると考えられます。なお、個人

情報保護委員会への報告は、再々委託の許諾をした者（甲）が行う必要があります。

（参考フロー図 Q 4－7 関係）

○規則第3条第3項に基づく報告のフロー



※ いずれの方法をとっていただくことも可能です。委託契約等によって漏えい事案等が発生した場合の報告体制を規定し、関係者間で確認しておくことが重要です。